

陽性者の療養期間及び濃厚接触者（同居者）の待機期間について

陽性者の療養期間について

- ✓ **症状がある方**：
 - ◇症状が出た日を0日とし7日間かつ症状軽快から24時間以上経過で解除（8日目解除）
 - 検査なしで解除日から職場等へ復帰可能
 - ◇症状が軽快していない場合は、8日経過後も療養継続
- ※ **発症日から10日間が経過するまでは、感染リスクがあるため健康観察と感染予防行動を徹底すること**
- ✓ **症状がない方**：
 - ◇検体採取日を0日とし7日間を経過（8日目解除）
 - ◇5日目に抗原定性検査キットで陰性確認なら6日目解除可能
- ※ **市が無料配布する抗原検査キットは利用できません**
- ※ **必ず国が承認した抗原定性検査キットを使用してください**
- ※ **検体採取日から7日間が経過するまでは、感染リスクがあるため健康観察と感染予防行動を徹底すること**

無症状もしくは症状軽快から24時間経過後なら短時間の食料等の買い出しは可能（ただし、自主的な感染予防行動を徹底し、公共交通機関は使用しないこと）

濃厚接触者（同居者）の待機期間

- ✓ **最終接触日を0日目として5日間（6日目解除）**
 - ※ただし、同居の別の家族が発症した場合は、改めてその家族との最終接触日を0日目と起算して5日間（6日目解除）
- ✓ **待機期間の短縮については、2日目と3日目に自費検査(抗原定性検査キット)で陰性確認 → 3日目で解除可能**
 - ※**自費検査のため、市が無料配布する抗原検査キットは利用出来ません**
 - ※**必ず国が承認した抗原定性検査キットを使用してください**